

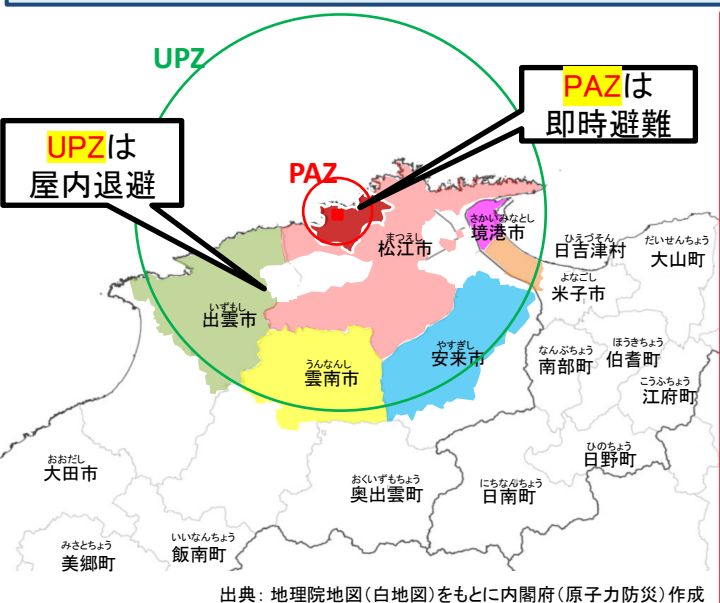
6. UPZにおける対応

<対応のポイント>

1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

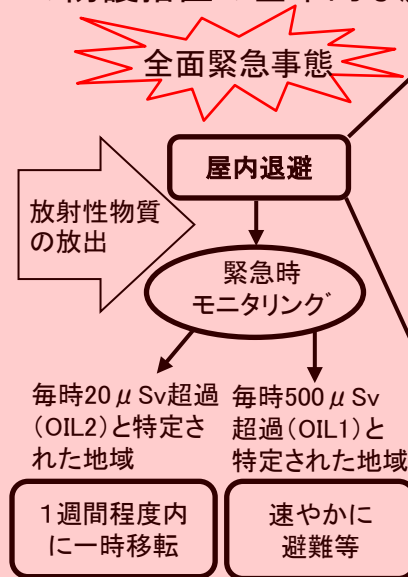
UPZにおける防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える地域を特定する。OIL1に該当する毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の地域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う。また、OIL2に該当する毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過の地域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

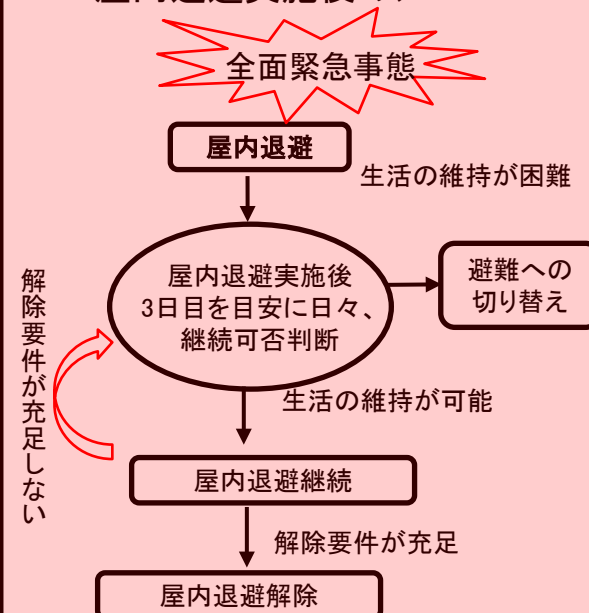


出典: 地理院地図(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

UPZの防護措置の基本的な流れ



屋内退避実施後のフロー



- ※ 屋内退避中は原則として屋内にとどまることになるが、屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ※ 屋内退避は主にプルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置であるため、国は、原子炉施設から新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、解除を行う。
- ※ 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行う。屋内退避中の生活の維持が困難な場合等には、国が地方公共団体と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示する。
- ※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

屋内退避中の一時的な外出等【新規】

【住民が自らの生活を維持するための外出】

- 住民等は、屋内退避の指示が出ている間も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出をすることは可能。
- 放射性物質の放出の可能性が高まり、国が外出を控える旨の注意喚起を行った際には、速やかに屋内退避できるようにすることが重要。
- 外出時に防護装備等の特別な対策※1は不要。万一の急な放射性物質の放出による体表面汚染を予防したい場合は、マスクの着用やできる限り肌を露出しない服装にすることが考えられる。

住民が自らの生活を維持するための外出の例



①物資の調達

- ・避難所で支給される物資の受取り
- ・小売店での物資の購入



②家屋の維持等

- ・台風襲来時の家屋補強
- ・家屋の屋根等の雪下ろし
- ・家屋周辺の除雪作業



③緊急の医療を受ける

- ・透析治療や重篤な病気のための医療機関の外来受診
- ・処方された医薬品の受け取り



④動物の世話

- ・外飼いのペットや家畜等の給餌

【屋内退避中の生活を支える民間事業者等の活動】

- ・緊急事態応急対策に従事する者※2は、必要に応じ、屋外での活動が可能。当該従事者の所属組織は、防護装備の携行・装着を指示し、被ばく線量管理及び健康管理を実施。
- ・医療活動や社会福祉施設等入所者に対する介護、在宅の避難行動要支援者に対する支援等は継続。
- ・屋内退避指示中も屋内での活動は制限されず、また、屋内退避中の住民の生活を支える上で有益な活動実施のために必要な一時的な外出(従業員の出退勤、必要な商品の搬入等)は可能。
- ・小売業等の民間事業者に対して、原子力発電所の状態や放射性物質の放出見込み等の活動継続に当たって必要な判断材料を提供。

※1 直読式個人線量計、防護マスク、防護衣等

※2 物資輸送や道路啓開、ライフラインの復旧等に従事する国、地方公共団体、ライフライン事業者、輸送事業者等の職員等

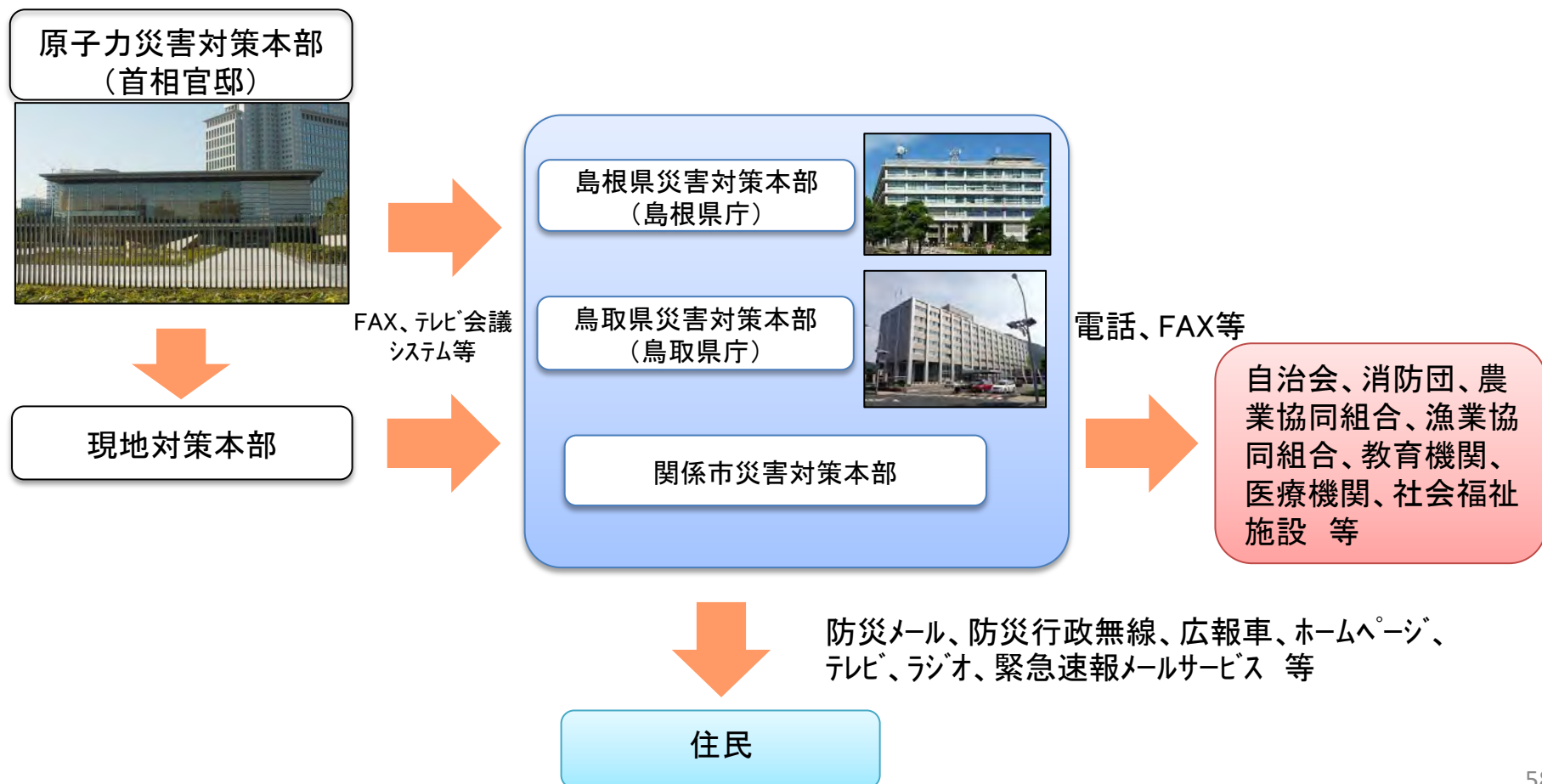
一時移転等に備えた関係者の対応

- 島根県、鳥取県及び関係市は、警戒事態で対策会議・災害警戒本部等を開催又は設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市は、動員計画等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 島根県及び鳥取県は、住民の一時移転等に備え、中国5県バス協会との「原子力災害時等における緊急輸送等の協定」等に基づき、バスの派遣準備を要請。



一時移転等を行う際の情報伝達

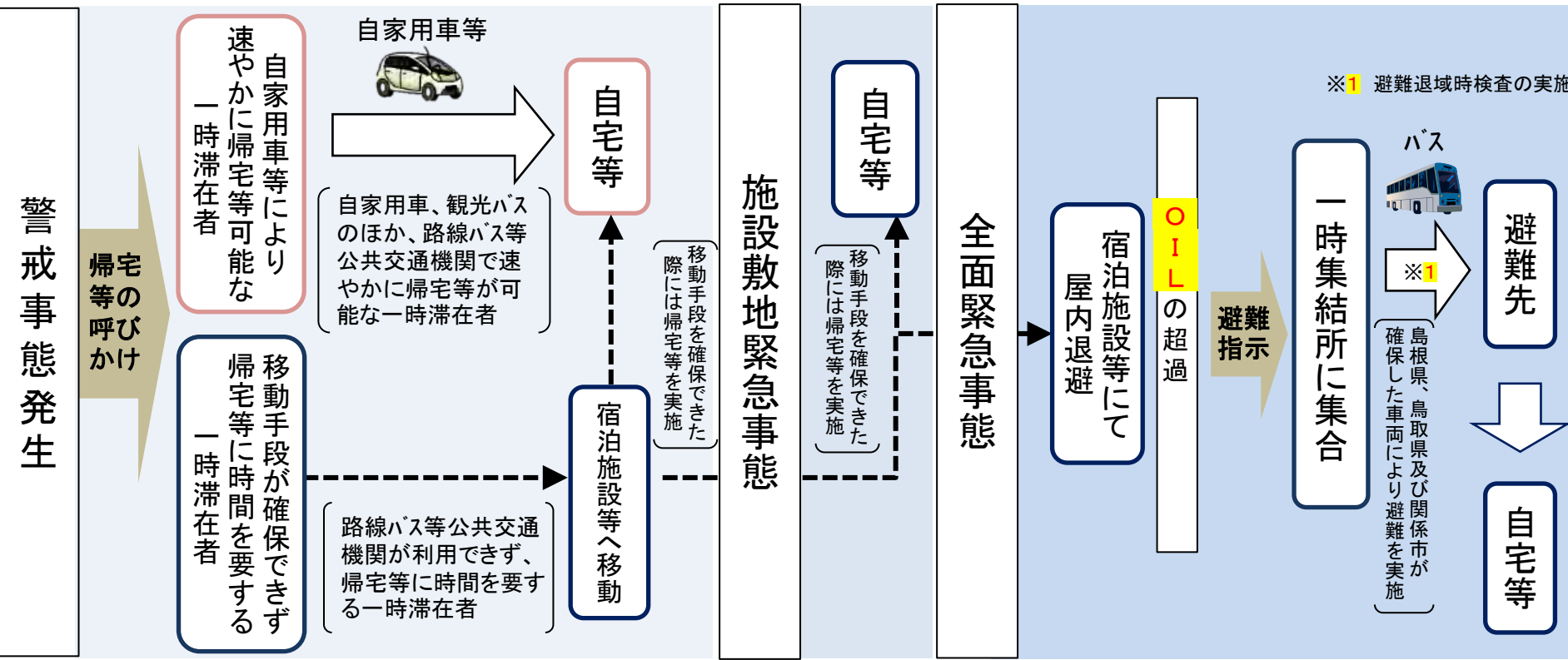
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に対し、FAXやテレビ会議システム等を用いて伝達。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

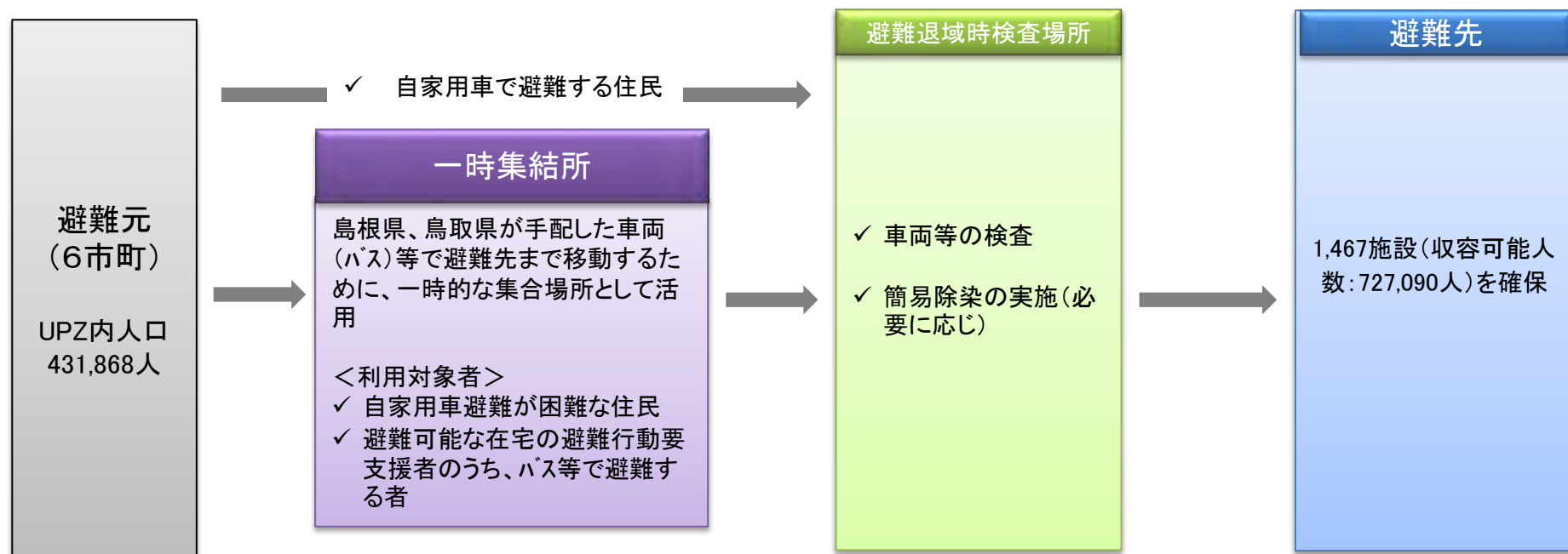
- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、**移動手段を確保**し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、**OIL**に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



UPZ内住民の一時移転等① (新規)

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等※させるため、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県及び関係市が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- 中国電力(株)は、避難退域時検査場所への要員派遣等により、UPZ内住民の一時移転等を支援する。
- UPZ関係市の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県は県内市町、岡山県及び広島県等と、鳥取県は県内市町村等と、他の避難先の調整を行う。
- また、上記においても避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している関係地方公共団体等と調整を行う。
- UPZにおいて、道路等が通行不能な場合の復旧策や避難経路の確保等の対応は「4. PAZの施設敷地緊急事態における対応」のとおり。



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

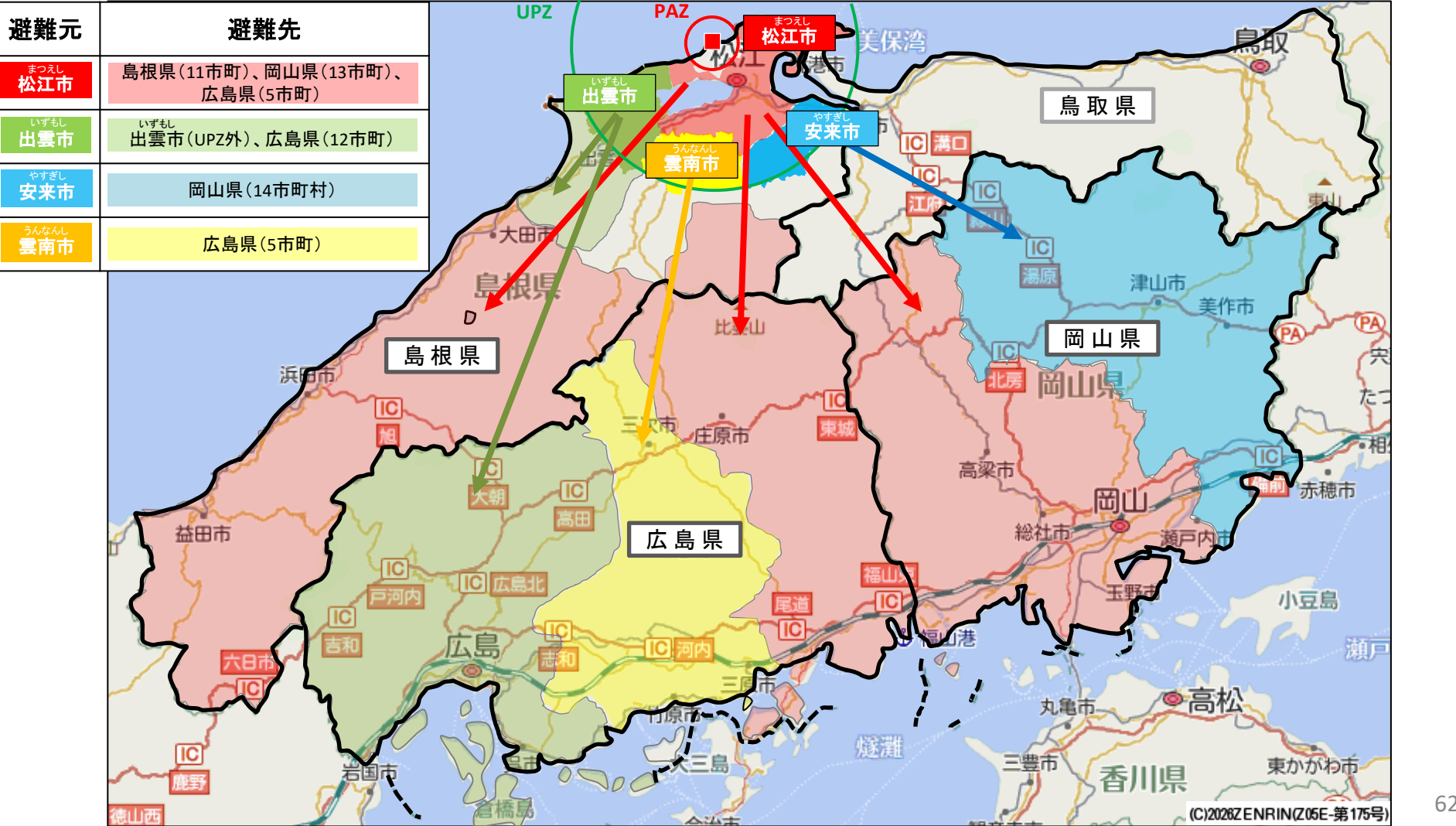
UPZ内住民の一時移転等②

避難元		避難先		受入可能人数
島根県	まつえし 松江市 184,315人	島根県内(11市町)	はまだし　ますだし　おおだし　ごうつし　おくいずもちょう　いいなんちょう　かわもとまち　みさとちょう　おおなんちょう　つわのちょう　よしかちょう 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	107,611人
		岡山県内(13市町)	おかやまし　くらしきし　たまのし　かさおかし　いばらし　そうじゃし　たかはしし　にいみし　あさくちし　はやしまちょう　さとしょうちょう　やかげちょう　きびちゅうおうちょう 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町	119,481人
		広島県内(5市町)	おのみちし　ふくやまし　ふちゅうし　しょうばらし　じんせきこうげんちょう 尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	106,512人
		小計		333,604人
	いずもし 出雲市 121,434人	島根県内(1市)	いずもし 出雲市内	32,248人
		広島県内(12市町)	ひろしまし　くれし　おおたけし　はつかいちし　あきたかたし　えたじまし　ふちゅうちょう　かいたちょう　くまのちょう　さかちょう　あきおおたちょう　きたひろしまちょう 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	133,833人
	小計		166,081人	
	やすぎし 安来市 30,248人	岡山県内(14市町村)	つやまし　びぜんし　せとうちし　あかいわし　まにわし　みまさかし　わけちょう　しんじょうそん　かがみのちょう　しょうおうちょう　なぎちょう　にしあわくらそん　くめなんちょう　みさきちょう 津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	57,968人
	うんなんし 雲南市 27,723人	広島県内(5市町)	たけはらし　みはらし　みよしし　ひがしひろしまし　せらちょう 竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町	70,714人
	鳥取県	よなごし 米子市 36,094人	鳥取県内(6市町)	とっとりし　くらよしし　ゆりはまちょう　みささちょう　ことうらちょう　ほくえいちょう 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
さかいみなとし 境港市 32,054人		鳥取県内(3市町)	とっとりし　いわみちょう　やずちょう 鳥取市、岩美町、八頭町	39,029人
【共通】 災害状況による避難		鳥取県内(9町村)	ひえづそん　だいせんちょう　ほうきちょう　なんぶちょう　こうふちょう　ひのちょう　にちなんちょう　わかさちょう　ちづちょう 日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、若桜町、智頭町	(概数) 15,000人
合計	431,868人	合計		727,090人

※鳥取県では、鳥取県及び島根県内から避難する予定の施設が被災等するなどの不測の事態に備え、予備の避難受入地域(受入可能人数:15,000人)を確保している。

島根県におけるUPZ内住民の避難先

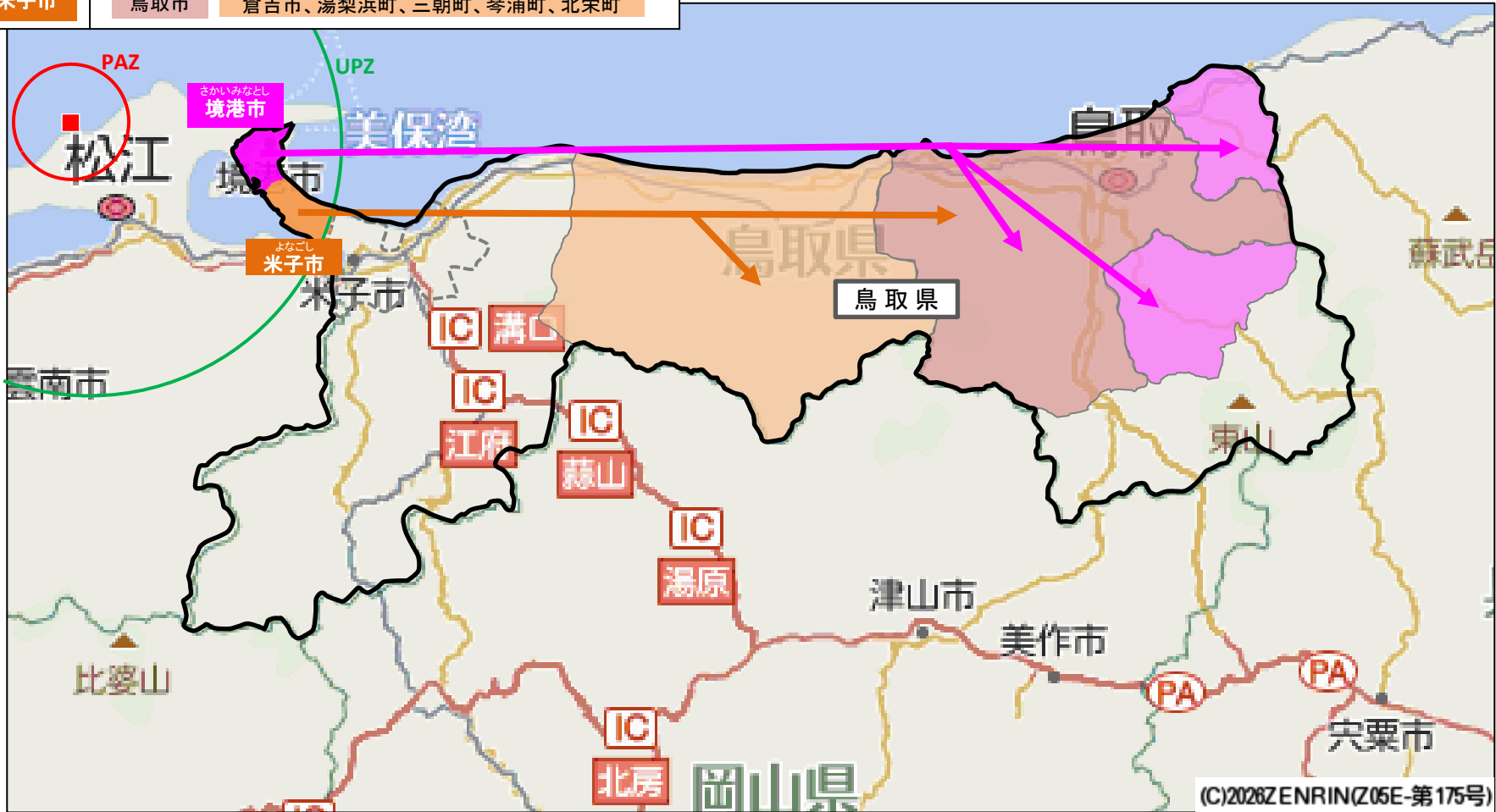
- **UPZ**にある島根県内各市の住民の避難先は、島根県内及び県外(岡山県・広島県)において確保。
- 島根県では、避難先自治体による避難受入の円滑化等を図るため、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を作成。



鳥取県におけるUPZ内住民の避難先

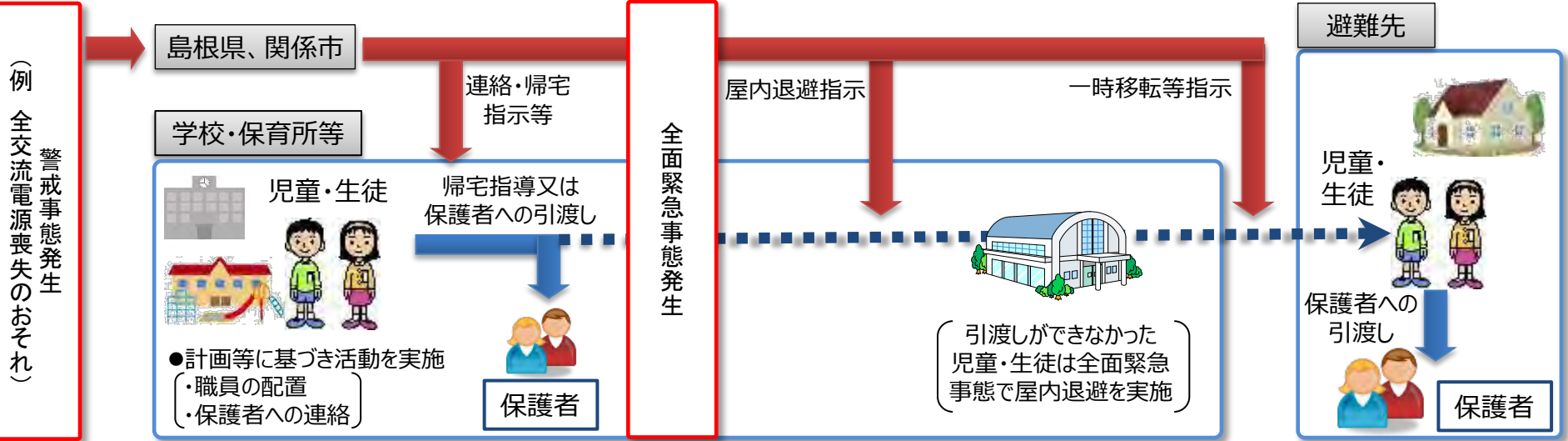
➤ **UPZ**にある鳥取県内各市の住民の避難先は、鳥取県内において確保。

避難元	避難先	
さいかいみなとし 境港市	とっとりし 鳥取市	いわみちよう やずちよう 岩美町、八頭町
よなごし 米子市	とっとりし 鳥取市	くらよし ゆりはまちよう みささちよう ことうらちよう ほくえいちよう 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町



島根県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

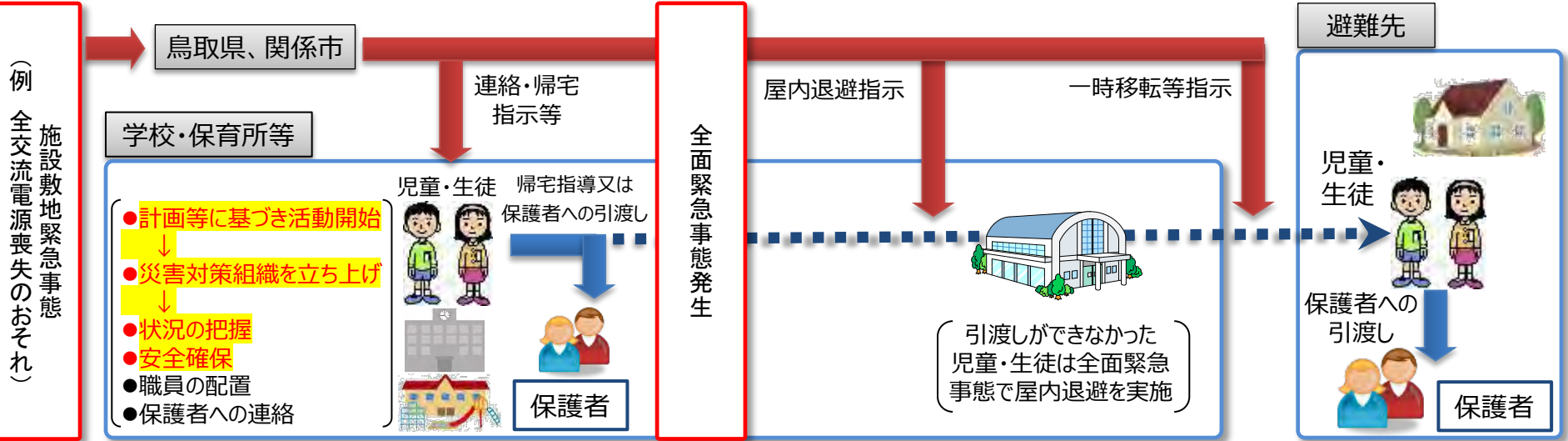
- 島根県及び島根県内関係市では、警戒事態以降、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZの学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの 教育機関数	まつえし 松江市		いづもし 出雲市		やすぎし 安来市		うんのんし 雲南市		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	115	7,328人	70	6,221人	20	886人	21	931人	226	15,366人
小学校	28	8,784人	19	6,542人	13	1,508人	11	1,392人	71	18,226人
中学校	16	4,663人	9	3,411人	4	794人	4	783人	33	9,651人
義務教育学校	3	940人	—	—	—	—	—	—	3	940人
高等学校	14	7,116人	5	2,585人	2	585人	2	617人	23	10,903人
特別支援学校	5	427人	—	—	1	15人	1	9人	7	451人
合 計	181	29,258人	103	18,759人	40	3,788人	39	3,732人	363	55,537人

鳥取県におけるUPZの学校・保育所等の防護措置

- 鳥取県及び鳥取県内関係市は、施設敷地緊急事態等の段階で、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZの学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZの 教育機関数	米子市		境港市		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	15	863人	16	1,012人	31	1,875人
小学校	6	1,276人	6	1,553人	12	2,829人
中学校	3	604人	3	805人	6	1,409人
高等学校	1	120人	2	810人	3	930人
高等専門学校	1	1,034人	—	—	1	1,034人
合 計	26	3,897人	27	4,180人	53	8,077人

島根県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、島根県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(305施設9,413人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(494施設9,338人)の利用者は、警戒事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		44	5, 552
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	212	7,946
	障害福祉サービス 事業所等	93	1,467
	小計	305	9,413
合 計		349	14,965

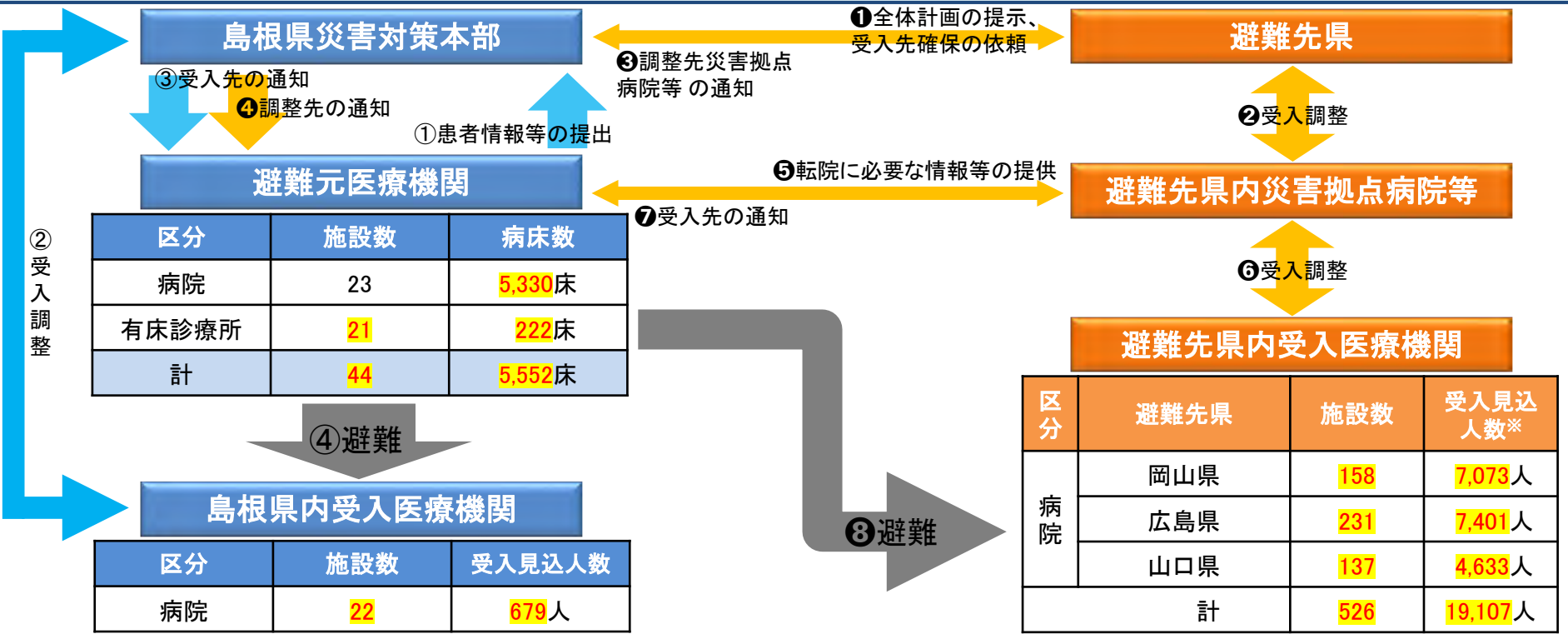
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
548	19,786
569	34,815
1,117	54,601

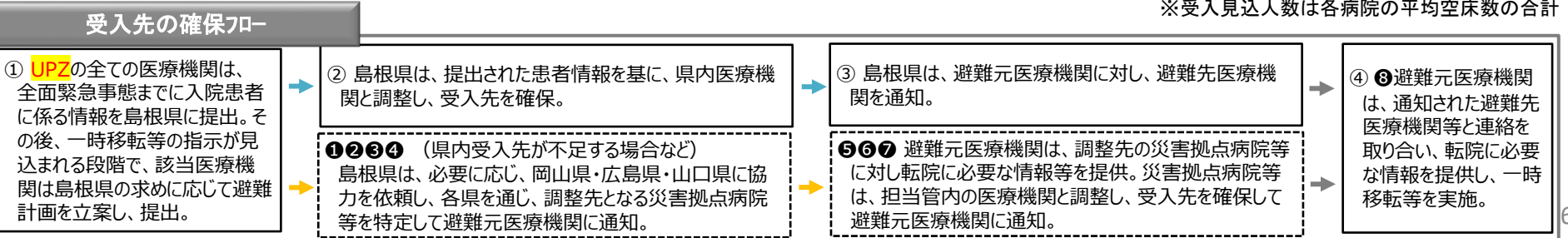
施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

島根県におけるUPZの医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- 島根県のUPZの入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、44施設5,552床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた施設ごとの避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、入院患者の病態や家族等の避難先を考慮し、島根県が受入先の確保フローに基づき、島根県、岡山県及び広島県内の医療機関から受入先を確保。なお不足する場合には、島根県が山口県に協力を依頼し、山口県内の医療機関から受入先を追加的に確保。



※受入見込人数は各病院の平均空床数の合計



鳥取県におけるUPZの医療機関・社会福祉施設の避難先

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、鳥取県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(51施設1,371人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鳥取県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(70施設1,629人)の利用者は、施設敷地緊急事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		5	291
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	28	1,121
	障害福祉サービス 事業所等	23	250
	小計	51	1,371
合 計		56	1,662

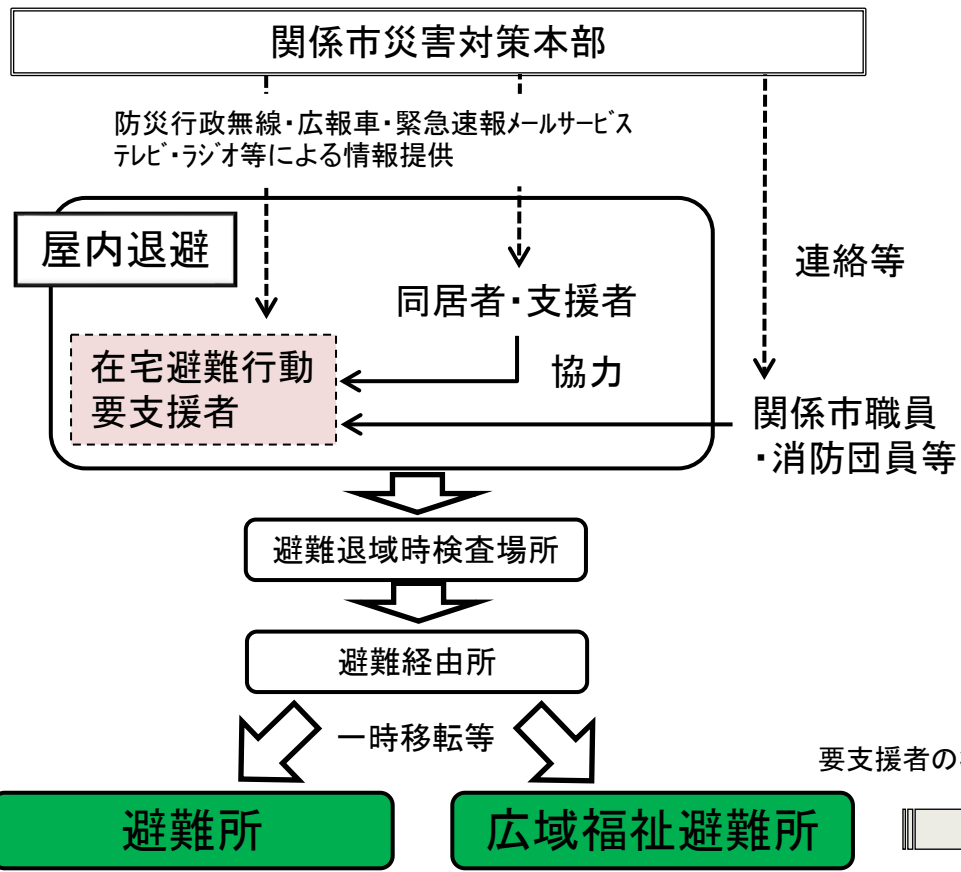
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
11	576
122	1,421
133	1,997

施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

島根県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ(人)
まつえし 松江市	14,175人(2,100人)
いずもし 出雲市	3,762人(1,508人)
やすぎし 安来市	1,138人(820人)
うなんし 雲南市	1,027人(854人)
合計	20,102人(5,282人)

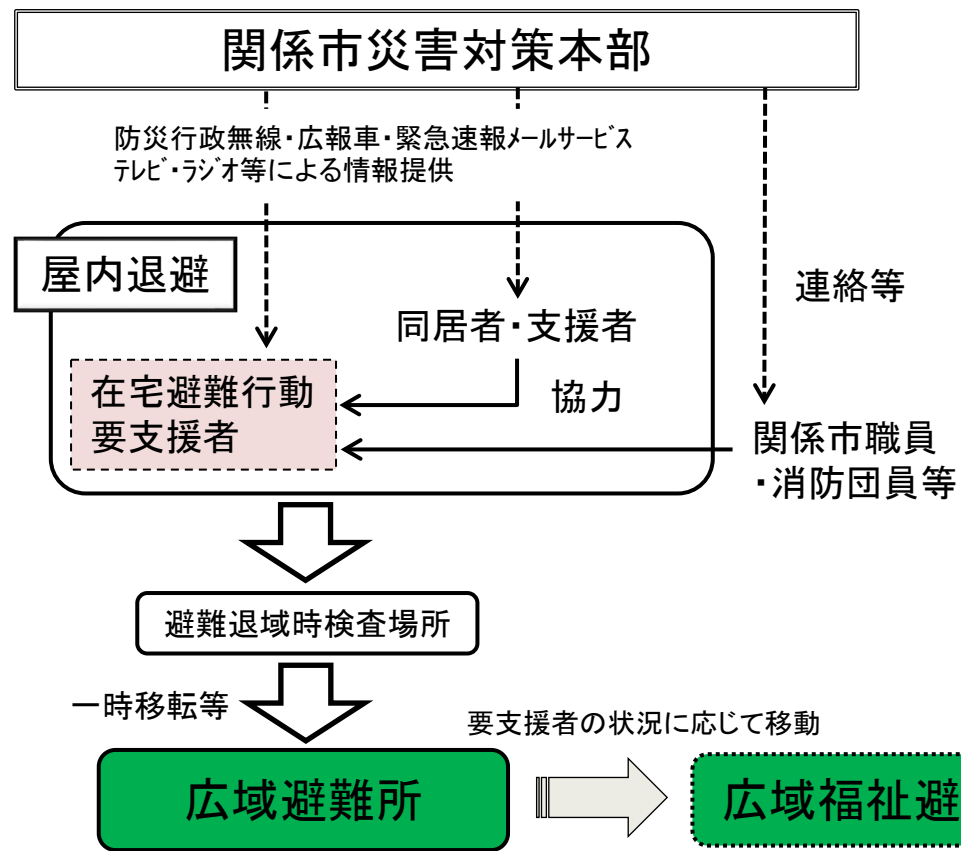
※ ()内は支援者有り
※ 島根県地域防災計画(原子力災害対策編)附属資料ほかによる

要支援者の状況に応じて移動

福祉施設等

鳥取県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した広域避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ(人)
よなごし 米子市	724人(89人)
さかいみなとし 境港市	568人(280人)
合計	1,292人(369人)

※ ()内は支援者有り
※ 令和8年3月末時点

UPZの一時移転等における福祉車両の確保（島根県）

- UPZで一時移転等の対象となる区域は、UPZ全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が510台、ストレッチャー車両が198台に対して、島根県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、2,499台と216台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	2,063台	539台	
医療機関	1,257台	1,360台	
社会福祉施設	3,818台	863台	
合計	7,138台	2,762台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	510台	198台	ピストン輸送(14往復)を想定



福祉車両保有台数	2,499台	216台	
島根県内	1,538台	142台	島根県内(隠岐郡を除く)の社会福祉施設及びタクシー事業者等の保有台数の合計
中国地方 (島根県、鳥取県を除く)	961台	74台	島根県、鳥取県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

※ この他、中国電力(株)の確保する福祉車両(52台)について活用
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

UPZの一時移転等における福祉車両の確保（鳥取県）

- UPZで一時移転等の対象となる区域は、UPZ全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が55台、ストレッチャー車両が24台に対して、鳥取県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,709台と252台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	141台	27台	
医療機関	83台	130台	
社会福祉施設	542台	178台	
合計	766台	335台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	55台	24台	ピストン輸送(14往復)を想定



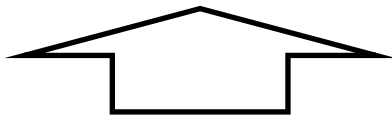
福祉車両保有台数	1,709台	252台	
鳥取県内	748台	178台	鳥取県内の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計
中国地方 (鳥取県、島根県を除く)	961台	74台	鳥取県、島根県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

※ この他、中国電力(株)の確保する福祉車両(52台)について活用
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

UPZの一時移転等における輸送能力の確保（島根県）

- **UPZ**で一時移転等の対象となる区域は、**UPZ**全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県における**UPZ**全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数**36,374**人、必要車両数**1,041**台に対して、島根県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は**5,621**台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP**75**参照）。

		まつえし 松江市	いずもし 出雲市	やすぎし 安来市	うんなし 雲南市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	184,315 人	121,434 人	30,248 人	27,723 人	363,720 人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	18,432 人	12,144 人	3,025 人	2,773 人	36,374 人
必要車両台数 ※3		527 台	347 台	87 台	80 台	1,041 台



※1 令和**7**年12月末現在
※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

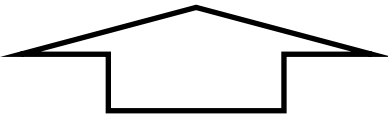
島根県内のバス会社 保有車両	643 台（令和 7 年 9 月時点）	島根県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社 保有車両 （島根県、鳥取県を除く。）	4,978 台（令和 7 年 9 月時点）	島根県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）に支援を要請

UPZの一時移転等における輸送能力の確保（鳥取県）

- UPZで一時移転等の対象となる区域は、UPZ全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県におけるUPZ全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数6,816人、必要車両数196台に対して、鳥取県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は5,428台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP75参照）。

		よなごし 米子市	さかいみなとし 境港市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	36,094人	32,054人	68,148人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	3,610人	3,206人	6,816人
必要車両台数 ※3		104台	92台	196台



※1 令和7年12月末現在
※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

鳥取県内のバス会社 保有車両	450台(令和7年9月時点)	鳥取県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社保有車両 (鳥取県、島根県を除く。)	4,978台(令和7年9月時点)	鳥取県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

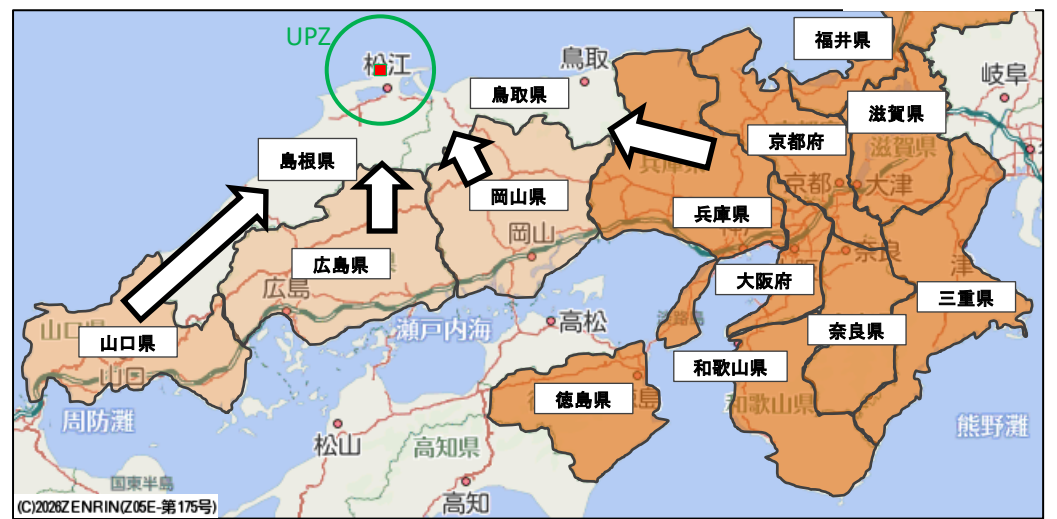
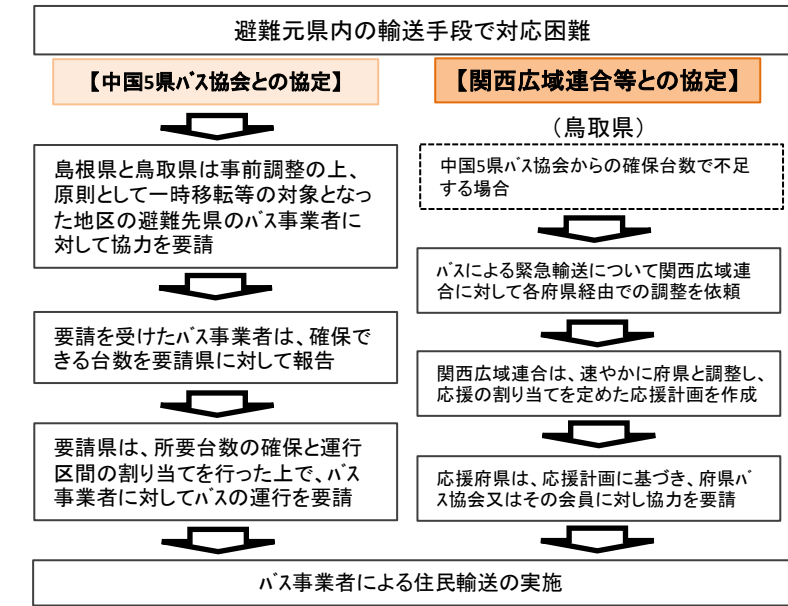
※ なお、鳥取県は、中国地方のバス協会会員である事業者から輸送手段を確保できない場合、関西広域連合(管内バス会社保有台数16,294台)に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保する。

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

- 島根県、鳥取県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、
- 中国地方3県のバス協会員である事業者から輸送手段を調達。
※平成29年4月に島根・鳥取両県及び中国5県バス協会にて「原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結
 - また、鳥取県においては、状況に応じて関西広域連合に要請し、広域連合の構成府県及び連携県等の関係団体から輸送手段を確保。
※平成27年12月に近畿2府8県並びに関西広域連合と各府県バス協会にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
 - 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【協定に基づく要請フロー】



(令和7年9月時点)

府県名	(島根県)	(鳥取県)	岡山県	広島県	山口県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県
保有台数(台)	643	450	1,241	2,759	978	845	1,256	888	2,193	5,095	3,797	979	647	594
			計 4,978			計 16,294								

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請